

## 平成 30 年度「ロシア販路開拓支援事業」委託業務仕様書

### 1 委託業務の目的

新潟県産品について、ロシア連邦の現地ニーズをふまえた事業提案による販路開拓を行うことで、ロシアでの販路拡大・商流づくり・普及を図るもの。

- ※対象とする県産品について：
- ・最終消費財に限らず、県内企業が生産する部品や展開するサービス等も対象とする。
  - ・複数の企業・生産者等による産品を複数種類取り扱うこととする。

### 2 委託業務の内容

販路開拓事業実施一式とし、本プロポーザル応募者の創意による実施効果の高い事業提案を募集する。なお、相乗効果を高めるため、複数の取組を組み合わせて、1事業として応募することも可能である。取組の例示は以下のとおり。

なお、単体のイベント実施が中心となる場合でも、実施日の前後にも販路開拓の取組が行われることが望ましく、委託期間全体を通じて事業効果を出すこと。

(取組の例示)

- ① 各種イベントの開催・PR活動
- ② 商談会の実施
- ③ ロシアの事業者向け講習会・セミナー等の開催
- ④ 各種メディアを使ったPR活動
- ⑤ PR拠点の設置
- ⑥ 他自治体・機関等とタイアップしたPR活動
- ⑦ 新規販売・取扱ルートの開拓セールス
- ⑧ 輸出を希望する企業への活動支援 など

※取組の終了後…参加者等へのアンケート調査等を行い、結果を分析・整理したうえで、新潟県に報告すること

### 3 留意事項

- (1) 取扱商品は新潟県産品及び県内に本社を置く企業・生産者等が製造・販売またはサービス提供をする商品とすること
- (2) 受託者は、自らが現在取り扱っている県産品を本委託事業において取扱うことは可能であるが、県の委託事業である趣旨に鑑み、現在自らが取り扱っていない他の県産品の取扱いを新たに開拓すること。
- (3) 販売促進の際は、商品が県産品であることが明確に分かるよう装飾等を工夫すること。
- (4) 新潟県に対し、毎月の実績（実施状況、売上高、参加者の反応等）を報告すること。
- (5) 対象とする地域はロシア全域とするが、極東を対象とする場合は、県と交流のあるハバロフスク地方もしくは沿海地方が含まれることが望ましい。

- (6) 本事業の実施にあたり他の団体等から金銭的な支援を受けていないこと
- (7) その他、仕様書に定めのない事項については、知事政策局国際課と協議の上、決定すること。

#### 4 委託費用

委託上限額は、1件あたり、上限3,500,000円（消費税、地方消費税込み）とし、委託事業の実施に必要な費用の全てを含むものとする。提案は1社1件とする。

なお、主な経費を以下に示す。

- ・ イベント・商談会等開催に係る会場費、関係者謝金、国内外の交通費、PR資材費、通信費、広報費

#### 5 委託期間

委託契約締結の日から平成31年3月31日までとする。